

株 主 各 位

証券コード 6804  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

大阪府八尾市北久宝寺1丁目4番33号

**ホシデン株式会社**

代表取締役社長 古橋 健士

## 第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

**なお、議決権は書面またはインターネット等によって行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前9時(受付開始午前8時)
2. 場 所 大阪府八尾市北久宝寺1丁目4番33号 当社会議室
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 1. 第73期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第73期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役2名選任の件  
第5号議案 役員賞与支給の件

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.hosiden.com>

上記ウェブサイトへアクセスの上、メニューより「投資家情報」を選択いただき、ご確認ください。

また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスして、銘柄名(ホシデン)または証券コード(6804)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- 
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容を掲載させていただきます。
  - ◎議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供制度措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知に記載していません連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

### ＜ご来場される株主様へのお願い＞

- ◎ご出席を検討されている株主様は、開催日当日のコロナ感染症の状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来臨賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会の議決権行使は書面またはインターネット等による方法もございますので、併せてご検討のほどよろしくお願いいたします。
- ◎株主総会の運営にあたり、スタッフのマスク着用等の感染予防対策をとらせていただきます。
- ◎お土産の配布は予定しておりません。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### ■書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2023年6月28日（水曜日）午後5時までに**到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ■インターネット等による議決権行使



パソコン・スマートフォン等から当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、**2023年6月28日（水曜日）午後5時までに**議案に対する賛否をご入力ください。

### ■当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### ご注意

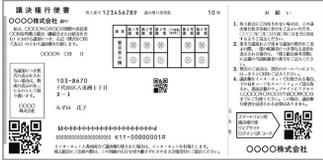
- 書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 株主様のインターネット利用環境等によってはご利用いただけない場合があります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンを利用して  
QRコードを読み取る方法  
(スマート行使)

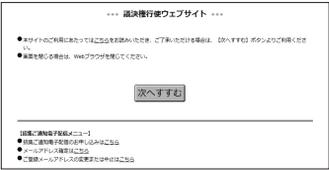
議決権行使コード・パスワードを  
入力する方法

## 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



## 議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



## 2 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。



## 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



## 「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

## 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



## 4 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済につきましては、原材料価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー価格の高騰などにより、各国ではインフレが加速しました。その対応のため、諸外国では金融引き締め政策を続けており、わが国との政策の違いにより、為替相場は上期までは急激な円安が続いておりました。しかしながら、下期に入ると米国の利上げ幅縮小に加え、日銀の政策一部修正もあって、円高方向への揺り戻しが起きました。

新型コロナウイルスの影響につきましては、中国のゼロコロナ政策解除など、各国で経済活動の再開が見られ、景気は緩やかな回復を示しています。

一方、ロシアウクライナ問題や中国台湾問題など地政学リスクは継続しており、年度末には米国の一部金融機関の破綻をきっかけとした金融不安が起きるなど、今後の景気動向は不透明です。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、自動車関連市場では、半導体不足は本格的な解消には至っておらず、移動体通信関連市場につきましては、消費者の需要の落ち込みやインフレの影響から、販売台数は減少傾向が続いております。

このような状況の下で、当社グループでは、自動車関連向けの売上は一部製品のライフサイクル終了に伴い減少したものの、アミューズメント関連向けが大幅に増加したほか、移動体通信関連向けやAV機器関連向けも伸長し、円安の影響もあり、全体では売上が増加いたしました。

利益面におきましては、売上増加に加え前年度に比べ為替相場が円安であったことで、営業利益を押し上げ、為替差益の計上により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益も増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は、277,244百万円（前連結会計年度比33.5%増）となりました。利益面では、営業利益は、15,750百万円（前連結会計年度比34.3%増）、経常利益は、為替相場変動に伴う為替差益（2,490百万円）を計上し、18,984百万円（前連結会計年度比20.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、12,637百万円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。

報告セグメントの売上高及びセグメント利益又は損失の状況は、次のとおりであります。

機構部品につきましては、アミューズメント関連向け、移動体通信関連向けが増加したことにより、売上高は248,063百万円（前連結会計年度比40.0%増）、セグメント利益は13,575百万円（前連結会計年度比49.5%増）となりました。

音響部品につきましては、AV機器関連向け、自動車関連向けが増加したことにより、売上高は16,907百万円（前連結会計年度比22.4%増）、セグメント利益は1,241百万円（前連結会計年度比8.1%増）となりました。

表示部品につきましては、自動車関連向けが減少したことにより、売上高は3,901百万円（前連結会計年度比53.7%減）、セグメント損失は623百万円（前連結会計年度は213百万円のセグメント利益）となりました。

複合部品その他につきましては、AV機器関連向けが増加したことにより、売上高は8,371百万円（前連結会計年度比2.8%増）、セグメント利益は1,556百万円（前連結会計年度比21.2%増）となりました。

## 企業集団のセグメント別の売上高

(単位：百万円)

セグメントの 名 称	期別	前連結会計年度 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		当連結会計年度 2022年4月1日から 2023年3月31日まで		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
		機 構 部 品	177,211	85.3%	248,063	89.5%	70,852
音 響 部 品	13,817	6.7%	16,907	6.1%	3,089	22.4%	
表 示 部 品	8,431	4.1%	3,901	1.4%	△4,529	△53.7%	
複 合 部 品 其 他	8,147	3.9%	8,371	3.0%	224	2.8%	
合 計	207,608	100.0%	277,244	100.0%	69,636	33.5%	

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、当社グループの生産設備等の更新及び合理化を中心に行いました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は2,038百万円となりました。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 経営の基本方針

当社は、電子部品メーカーとして常に市場が求めるものを、先進の技術力と徹底した品質保証体制に支えられた高性能・高品質な製品をタイムリーに供給することにより、エレクトロニクス市場の発展に貢献してまいりました。

AI技術やADAS（先進運転支援システム）技術等の急速な進化やIoE（すべてのものがインターネットにつながる）の普及により、今後さらに高度化、多機能化する技術や製品が求められるエレクトロニクス市場に対し、独創性の高い先端技術でお客様の企業戦略をサポートしてまいります。

世界の最新情報を分析し、当社が持つ独自の技術を紹介、提案することで、顧客のビジネスをサポートし、世界のエレクトロニクス市場の発展に貢献してまいります。

また、環境活動につきましては、地球環境に配慮した活動を推進しており、ISO14001の取得、製品の省電力化、軽量化、並びに環境管理物質の削減・全廃を推進し、環境負荷の低減対策に取り組んでまいります。さらにカーボンニュートラルへの対応は企業の取り組むべき責務と認識し積極的な取り組みと、適切な情報開示を進めてまいります。

#### ② 中長期的な経営戦略

当社の属するエレクトロニクス業界は、デジタル化、ネットワーク化等めまぐるしい技術革新により急速に変化しており、さらなる発展が期待できる新製品・新技術が相次ぎ創出されております。スマートフォン及びタブレット端末やネット関連機器は、5Gのみならず6Gを見据えたさらなる高速通信化や高機能化が見込まれており、従来の家電・AV市場、ゲーム市場とも融合しながら、さらに進化・発展し、急速に普及していくと思われまます。また車載関連では、「CASE（※）」や「ADAS」が普及拡大期に入っており、その結果、車載電子機器の高機能化が進むことで、使用される電子部品、デバ

イスの裾野(種類、数量)が拡大しております。さらに高齢者の増加による医療・健康・美容機器関連市場の拡大、産業機器を中心とした生産性向上のためのIoT関連市場の拡大等も、十分に期待できることから、電子部品業界全体で大きな成長が見込まれています。

この中であって、当社は電子部品メーカーとして豊富な製品ラインアップ、顧客の多様なニーズを満たす技術力、顧客満足を第一としたきめ細かいサービスの提供等により、連結ベースでの売上高、利益の確保・拡大による企業価値の増大を図ってまいります。

また、当社及びグループ各社の技術・研究開発体制の強化を図るべく、技術中期(3年)計画をスタートしており、過去技術の棚卸と自社製品(デバイス)の強みを再構築することで、開発のスピードアップ・効率化に積極的に取り組んでおります。コア技術の深耕にも注力し、機構設計技術、高周波設計技術、音響設計技術、光学設計技術、回路設計技術、金型設計技術、シミュレーション技術、解析技術、ソフトウェア開発、EMC対策設計技術、センサー開発・応用技術等の蓄積、レベルアップを図ることで、モジュール新製品、IoT向けセンサー関連製品、高圧・高電流関連製品など、現在の市場ニーズに対応した独自技術製品の開発を強力に進めます。

生産面においては、産業用ロボットの活用など、スピード感を持って自動化・省人化を進め、コスト削減、及び品質の安定化を図ってまいります。

また、ESG経営、SDGsへの貢献は、企業・社会が目指す世界的な流れであり、当社としても積極的に取り組んでまいります。

(※) CASE…自動車の次世代技術やサービスの新たな潮流を表す英語の頭文字4つをつなげた造語 [C=コネクテッド(つながる)] [A=オートノマス(自動運転)] [S=シェアリング(共有)] [E=エレクトリシティー(電動化)]

### ③ 対処すべき課題

現状、当社グループの属する電子部品業界を取り巻く環境は、環境対応やADAS等の普及により、一層の電子化が進む自動車関連向け需要は着実に増加しております。また、ウェアラブル端末やAI機器も電子部品需要の大きな牽引マーケットとして期待されると共に、クラウド化の進展に伴う高速・大容量化を目指したインフラ需要や、環境・省エネ・新エネルギー関連市場なども新たな部品需要を創出していくと期待されております。

当社グループといたしましては、ASEANでの生産拠点の増強・新設の検討を行うと共に、経営全般の一層の効率化とスピードアップを進め、さらに生産性の向上、品質向上、原価力強化のため機械化、自動化、省人化を強力に推し進め、業績の向上、利益体質の強化、及びコンプライアンス体制、CSR(企業の社会的責任)体制、内部統制システム、情報セキュリティ管理体制、リスク管理体制等の充実・強化を図り、企業価値の増大に努めてまいります。

品質については、全生産拠点でISO9001の認証を取得し、さらに自動車関連向けの生産拠点では、IATF16949の認証も取得しており、今後とも、品質の向上・安定化に努めてまいります。

環境に対する取り組みについては、全生産拠点でISO14001の認証を取得し、地球環境に配慮した製品設計や生産活動、グリーン調達、RoHS指令、REACH規則等による環境管理物質対策、省資源・省エネ活動、廃棄物削減、リサイクル等の環境負荷の低減に向けて、グループ全体で環境マネジメントシステムの継続的改善に積極的に取り組んでまいります。

さらにカーボンニュートラル達成に向けては、サステナビリティ委員会を設置して、具体的な取り組みを進めると共に、適切な情報開示に努めてまいります。

資本コストや株価を意識した経営の実現につきましては、現状分析や検討を十分行い、具体的な計画が策定できた時点で速やかに開示を行います。

株主の皆様には、今後一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

項目	年度	2019年度 (第70期)	2020年度 (第71期)	2021年度 (第72期)	2022年度 (第73期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)		211,912	233,934	207,608	277,244
営業利益(百万円)		11,219	12,377	11,725	15,750
経常利益(百万円)		11,353	13,401	15,786	18,984
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)		9,433	10,338	11,901	12,637
1株 当たり	当期純利益(円)	161.37	178.70	211.57	232.88
	潜在株式調整後 当期純利益(円)	150.38	166.28	196.32	214.93
	純資産額(円)	1,723.79	1,935.14	2,175.11	2,379.08
自己資本比率(%)		67.1	67.5	69.7	70.4
総資産(百万円)		150,161	161,894	171,525	179,993
純資産(百万円)		100,767	109,250	119,533	126,753

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
ホシデンエフ・ディ株式会社	50百万円	100.0	表示部品の製造
ホシデン精工株式会社	100百万円	100.0	機構部品の製造
ホシデン和歌山株式会社	80百万円	100.0	機構部品の製造
ホシデン九州株式会社	90百万円	100.0	音響部品の製造
韓国星電株式会社	24,619百万W	100.0	機構部品の製造販売
青島星電電子有限公司	23,600千US\$	100.0	機構部品、音響部品の製造
星電高科技(青島)有限公司	30,100千US\$	100.0	機構部品、音響部品、複合部品 その他の製造
香港星電有限公司	221,300千HK\$	100.0	機構部品、音響部品の販売
東莞橋頭中星電器有限公司	361,550千HK\$	0.0 (100.0)	機構部品の製造
ホシデンバトナム(バクザン)有限会社	44,300千US\$	50.0 (100.0)	機構部品の製造販売
ホシデンマレーシア私人会社	58,800千M\$	90.5 (100.0)	音響部品、複合部品その他の製造 販売
ホシデンヨーロッパ有限会社	179千EUR	100.0	音響部品、表示部品の販売
ホシデンアメリカ株式会社	2,268千US\$	100.0	機構部品、音響部品の販売

- (注) 1. 出資比率の( )書きは、子会社による間接保有も含めた保有割合であります。  
2. 事業年度末日における特定完全子会社につきましては、該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社企業集団は、電子部品の開発及び製造販売を主たる事業として行っており、各セグメント別の主な製品は次のとおりです。

セグメントの名称	主 要 製 品 名
機 構 部 品	コネクタ、ジャック、スイッチ等
音 響 部 品	マイクロホン、ヘッドホン、ヘッドセット、スピーカー、レシーバー等
表 示 部 品	タッチパネル、ディスプレイモジュール
複 合 部 品 其 他	リモコン、無線モジュール、無接点充電モジュール等

## (8) 主要な営業所及び工場

本 社	大阪府八尾市北久宝寺 1 丁目 4 番33号
支 店	東京支社 (横浜市)
営 業 所	北関東営業所 (栃木県宇都宮市) 名古屋営業部 (名古屋市) 広島営業所 (広島市)
工 場	本社工場 (大阪府八尾市) 東京事業所 (群馬県伊勢崎市)
国 内 子 会 社	ホシデンエフ・ディ(株) (滋賀県愛知郡愛荘町) ホシデン精工(株) (大阪府柏原市) ホシデン和歌山(株) (和歌山県有田郡有田川町) ホシデン九州(株) (福岡県鞍手郡鞍手町)
在 外 子 会 社	韓国星電(株) (韓国) 青島星電電子(有) (中国) 星電高科技 (青島) (有) (中国) 香港星電(有) (香港) 東莞橋頭中星電器(有) (中国) ホシデンベトナム (バクザン) (有) (ベトナム) ホシデンマレーシア (私) (マレーシア) ホシデンヨーロッパ(有) (ドイツ) ホシデンアメリカ(株) (アメリカ)

## (9) 使用人の状況

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
9,028	220増

## (10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16億円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3億円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1億円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 63,010,084株 (自己株式 9,731,778株を含む)  
 (3) 株主数 12,868名  
 (4) 大株主の状況

順位	株主名	持株数 株	持株比率 %
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,996,700	11.3
2	(株) シティインデックスイレブンス	2,978,600	5.6
3	みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株) 日本カストディ銀行	2,661,200	5.0
4	日本生命保険(相)	2,358,555	4.4
5	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	1,845,147	3.5
6	(株) 日本カストディ銀行(信託口)	1,775,400	3.3
7	東京海上日動火災保険(株)	1,500,690	2.8
8	(株) 三菱UFJ銀行	1,300,030	2.4
9	古橋由美	1,203,941	2.3
10	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,179,400	2.2

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。  
 2. 当社は自己株式9,731,778株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。  
 3. 持株比率は、自己株式9,731,778株を控除して計算しております。

### (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	23,696	4

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年9月5日開催の取締役会決議に基づき発行した「2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の概要

社債の総額	100億円
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、転換価額で除した数とする。ただし、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
転換価額	2,240.60円
新株予約権の行使期間	2017年10月5日から2024年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで

(注) 2022年6月29日開催の第72期（2022年3月期）定時株主総会において期末配当を1株につき55円とする剰余金処分案が承認可決され、2022年3月期の年間配当が1株につき65円と決定されたことに伴い、2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を2,240.60円といたします。なお、調整後転換価額は2022年4月1日より適用いたします。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 橋 健 士	韓国星電(株)代表理事社長 青島星電電子(有)董事長 香港星電(有)取締役社長 ホシデンベトナム(バクザン)(有)取締役社長 ホシデンマレーシア(私)取締役社長 ホシデンヨーロッパ(有)取締役社長 ホシデンアメリカ(株)取締役社長
代表取締役副社長	北 谷 晴 美	全 般 担 当 ホシデンエフ・ディ(株)取締役社長 ホシデン精工(株)取締役社長 ホシデン和歌山(株)取締役社長 ホシデン九州(株)取締役社長
取 締 役	堂 地 龍	国 内 営 業 本 部 長
取 締 役	水 田 兼 正	海 外 営 業 本 部 長
取 締 役	堀 江 廣 志	堀 江 廣 志 税 理 士 事 務 所 所 長
取 締 役	丸 野 進	追手門学院大学心理学部教授 同大学産学官連携オフィス長
監 査 役	本 保 信 二	常 勤 監 査 役
監 査 役	種 村 隆 行	清 和 綜 合 建 物 (株) 参 与
監 査 役	丸 山 征 克	(株)AIRIコンサルティング事業部アナリスト

- (注) 1. 取締役 堀江廣志氏及び丸野進氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役 本保信二氏は、当社入社以来、長きにわたり管理部門に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 取締役 堀江廣志氏及び丸野進氏、並びに監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 堀江廣志氏及び丸野進氏並びに、社外監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。

当社取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者であり、被保険者が負担する保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、犯罪行為に起因する損

害及び法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害については填補の対象にしないこととしております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は次のとおりです。

当社の取締役の役員報酬は、「月額報酬」、「取締役賞与」及び非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」で構成します。

「月額報酬」については、株主総会で総額の上限額を決議し、個人別の月額報酬の決定については、個々の職責、業績、リスクの大きさ等を総合的に判断し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長及び代表取締役副社長が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、協議により決定します。支給時期については、毎月1回の定められた日とします。

「取締役賞与」については、業績指標を基礎として算定する業績連動報酬等ではありませんが、当期の業績と過去の支払い実績、同業他社の状況を総合的に判断した上、株主総会で総額を決議します。個人別の賞与額の決定については、個人の営業成績や貢献度を勘案し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長及び代表取締役副社長が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、協議により決定します。支給時期については、年1回、株主総会での総額承認後速やかに行うものとします。なお、社外取締役については、取締役賞与の支給対象外とします。

「非金銭報酬」については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株主総会で総額の上限を決議し、個人別の支給時期及び配分については、個々の職責、業績、リスクの大きさ等を総合的に判断し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長及び代表取締役副社長が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、協議により決定します。支給時期については、年1回、取締役会決議により決定します。なお、社外取締役については、譲渡制限付株式報酬の支給対象外とします。

年間の月額報酬及び取締役賞与と非金銭報酬の割合につきましては概ね10：1としております。

なお、決定方針の決定方法は2022年6月29日開催の取締役会で決議いたしました。

##### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、取締役賞与並びに、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないこととする。）と決議されております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は5名です。

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は、2022年6月29日開催の第72期定時株主総会において、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、1982年6月29日開催の第32期定時株主総会において月額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は2名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の授権を受けた代表取締役社長古橋健士及び代表取締役副社長北谷晴美が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、協議により取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、月額報酬及び譲渡制限付株式報酬については、株主総会で決議された総額の上限内で、個々の職責、業績、リスクの大きさ等を総合的に判断し決定すること、また、取締役賞与については、株主総会で決議された総額を、個人の営業成績や貢献度を勘案し決定することとしております。

これらの権限を委任した理由は、2名の代表取締役が当社の置かれている経営環境、また各取締役の職責、業績、リスクの大きさ等を最も把握しており、総合的に公平な判断ができるからであります。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、2022年6月29日開催の取締役会で決議されたとおり、代表取締役2名が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、株主総会で定めた月額報酬の限度額内で、協議の上で月額報酬を決定しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		業績連動 報酬	非金銭 報酬	その他の報酬		
				月額報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	342 (12)	—	29 (—)	262 (12)	50 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (8)	—	—	20 (8)	—	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与とは含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の額には、2023年6月29日開催の第73期定時株主総会に提出予定の議案「役員賞与支給の件」の役員賞与引当額50百万円を含めております。  
 3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額25百万円以内であります。(ただし、取締役賞与並びに、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないものとする。)  
 4. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬とは別枠で、対象取締役に対して月額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行または処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までとすることとしております。  
 5. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は月額3百万円以内であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 堀江廣志氏は堀江廣志税理士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と同所との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役 丸野進氏は追手門学院大学の心理学部教授及び同大学の産学官連携オフィス長を兼務しておりますが、当社と同大学との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役 種村隆行氏は清和綜合建物(株)の参与を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役 丸山征克氏は(株)AIRIコンサルティング事業部のアナリストを兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況等

i) 社外取締役

氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
堀 江 廣 志	<p>当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は税理士としての豊富な経験に基づく税務に関する専門的知識と識見を有しており、当社とは利害関係のない独立的、客観的な立場から、財務、会計及び税務に関する事項を中心に適宜助言を行うなど、当社のガバナンス強化となる有益なアドバイスをいただきました。</p>
丸 野 進	<p>当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は企業の技術関係の業務に長年携わった経験から、主に当社の新規の技術開発案件において、当社とは利害関係のない独立的、客観的な立場から、その豊富な専門的知識を背景に、有益なアドバイスをいただき、当社の技術開発に貢献いただきました。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

ii) 社外監査役

氏 名	主な活動状況
種 村 隆 行	<p>当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
丸 山 征 克	<p>当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社のうち、一部の子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

- ①当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、すべての役員及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

企業の役員・使用人は、法令順守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令等の厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを社内の行動規範に定め、周知徹底を図る。

また、当社は、内部監査部門（社長室：経営管理課、法務・統制課）が定期的実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を代表取締役及び監査役（常勤）に報告する。

- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び記録管理規程に基づき、定められた期間保存する。

- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営リスク管理体制の基礎として、経営リスクに関する関連規程を整備し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従った経営リスク管理体制を構築する。不測の重大緊急事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報連絡・対策チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化するために、執行役員制度を導入している。

- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めると共に、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。
- ⑥子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社企業グループの企業活動に関するさまざまなリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程に基づきリスク管理を行う。
- ⑦子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社を管理する担当部署を設置すると共に、当社企業グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定している。
- ⑧子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループ企業すべてに適用する行動指針として「ホシデングループCSR行動規範」を定めるほか、内部統制の基本指針の策定、研修の実施等により、当社に準じたコンプライアンス体制を構築・運用する。
- ⑨当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。  
また、当社は、子会社に対し内部監査部門（社長室：経営管理課、法務・統制課）による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、子会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、必要に応じて改善・是正する。
- ⑩当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、現在監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置調整する。  
また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ⑪当社の監査役への報告体制及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、不正な処理や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正行為、法令・定款の違反行為があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。  
また、常勤監査役は、取締役会、子会社取締役会等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めると共に、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、社長室、財務部、総務部等の関連部門が監査役の業務を補助する。  
なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行う等の連携を図っていく。

- ⑫子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当するもの及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び業務を執行する社員等は、子会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、これを発見次第直ちに当社の監査役に対して報告を行う。監査役は意見を述べると共に改善策の策定を求めることができる。

- ⑬当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑭当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、CSR委員会と内部統制委員会が中心となり、グループ各社のコンプライアンス担当者に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識の浸透に努めております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

当社の会社の支配に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、このような考え方をもち、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたしております。

以上

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>151,878</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,919</b>
現金及び預金	57,418	支払手形及び買掛金	25,772
受取手形	1,302	短期借入金	2,189
売掛金	33,667	未払法人税等	3,910
有価証券	13,335	役員賞与引当金	154
商品及び製品	9,691	その他	5,893
仕掛品	5,107	<b>固定負債</b>	<b>15,319</b>
原材料及び貯蔵品	26,469	新株予約権付社債	10,030
営業未収金	1,567	繰延税金負債	1,268
その他	3,346	退職給付に係る負債	3,170
貸倒引当金	△ 27	その他	850
<b>固定資産</b>	<b>28,114</b>	<b>負債合計</b>	<b>53,239</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>17,495</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物	6,962	<b>株主資本</b>	<b>123,370</b>
機械装置及び運搬具	5,259	資本金	13,660
土地	3,035	資本剰余金	19,596
建設仮勘定	62	利益剰余金	100,808
その他	2,174	自己株式	△ 10,695
<b>無形固定資産</b>	<b>423</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,382</b>
ソフトウェアその他	423	その他有価証券評価差額金	2,381
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,195</b>	為替換算調整勘定	666
投資有価証券	5,643	退職給付に係る調整累計額	334
退職給付に係る資産	60	<b>純資産合計</b>	<b>126,753</b>
繰延税金資産	739		
その他	4,039	<b>負債・純資産合計</b>	<b>179,993</b>
貸倒引当金	△ 287		
<b>資産合計</b>	<b>179,993</b>		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		277,244
売上原価		251,487
売上総利益		25,757
販売費及び一般管理費		10,007
営業利益		15,750
営業外収益		
受取利息及び配当金	504	
為替差益	2,490	
雇用調整助成金	131	
その他	163	3,290
営業外費用		
支払利息	34	
シンジケートローン手数料	10	
その他	10	56
経常利益		18,984
特別利益		
固定資産売却益	142	142
特別損失		
固定資産除売却損	31	
減損損失	347	
子会社清算損	220	
その他	1	600
税金等調整前当期純利益		18,527
法人税、住民税及び事業税		5,493
法人税等調整額		396
当期純利益		12,637
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		12,637

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>113,378</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,826</b>
現金及び預金	33,564	支払手形	2,600
受取手形	1,300	買掛金	17,336
売掛金	31,555	短期借入金	1,050
有価証券	13,335	未払金	595
商品及び製品	1,002	未払費用	769
仕掛品	2,176	未払法人税等	2,551
原材料及び貯蔵品	17,265	預り金	4,781
営業未収金	11,644	役員賞与引当金	50
未収金	1,183	その他	91
その他	350	<b>固定負債</b>	<b>17,318</b>
<b>固定資産</b>	<b>24,777</b>	新株予約権付社債	10,030
<b>有形固定資産</b>	<b>8,315</b>	退職給付引当金	2,082
建物	2,843	関係会社債務保証損失引当金	618
構築物	131	関係会社事業損失引当金	3,631
機械及び装置	1,866	繰延税金負債	454
車両運搬具	2	その他	500
工具、器具及び備品	590	<b>負債合計</b>	<b>47,145</b>
金型	145	<b>(純資産の部)</b>	
土地	2,672	<b>株主資本</b>	<b>88,628</b>
建設仮勘定	62	資本金	13,660
<b>無形固定資産</b>	<b>159</b>	資本剰余金	19,596
ソフトウェア	140	資本準備金	19,596
その他	18	利益剰余金	66,066
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,303</b>	利益準備金	1,049
投資有価証券	5,643	その他利益剰余金	65,017
関係会社株式	3,352	配当準備積立金	200
関係会社出資金	2,622	固定資産圧縮積立金	533
関係会社長期貸付金	2,432	オープンバージョン促進積立金	17
その他	3,652	別途積立金	26,350
貸倒引当金	△ 1,400	繰越利益剰余金	37,916
		自己株式	△ 10,695
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,381</b>
		その他有価証券評価差額金	2,381
<b>資産合計</b>	<b>138,156</b>	<b>純資産合計</b>	<b>91,010</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>138,156</b>

招集  
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		224,764
売 上 原 価		208,771
売 上 総 利 益		15,992
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,933
営 業 利 益		11,059
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,237	
為 替 差 益	2,926	
そ の 他	218	4,382
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
賃 貸 費 用	43	
そ の 他	12	61
経 常 利 益		15,380
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	111	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	938	
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	0	1,049
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	11	
減 損 損 失	175	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	1,632	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,072	
そ の 他	150	3,081
税 引 前 当 期 純 利 益		13,348
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,936
法 人 税 等 調 整 額		△ 30
当 期 純 利 益		9,442

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

ホシデン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大 阪 事 務 所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 田 博 規

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホシデン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホシデン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

ホシデン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 田 博 規

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホシデン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役会全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期的な会合をもち、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

ホシデン株式会社 監査役会

常勤監査役	本	保	信	二	㊞
社外監査役	種	村	隆	行	㊞
社外監査役	丸	山	征	克	㊞

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要政策の一つと考えております。一方、企業価値の増大を図るためには、急速な技術革新に対応する研究開発及び生産設備投資等が必要であります。このため当社は、長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と内部留保の確保等による財務体質の強化に取り組んでおり、配当については、安定した事業環境を前提として継続的に実施すると共に、連結業績を基準に配当性向は30%程度を目指してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金48円 総額 2,557,358,688円

なお、中間配当金として1株につき23円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき71円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふる ほん けん じ 古橋 健士 1955年3月11日	1978年4月 当社入社 1986年4月 当社生産業務部長 1987年6月 当社取締役 1990年4月 当社生産事業本部長 1990年6月 当社専務取締役 1991年3月 当社代表取締役（現任） 1991年4月 当社取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ・韓国星電(株)代表理事社長 ・青島星電電子(有)董事長 ・香港星電(有)取締役社長 ・ホシデンベトナム(バクザン)(有)取締役社長 ・ホシデンマレーシア（私）取締役社長 ・ホシデンヨーロッパ(有)取締役社長 ・ホシデンアメリカ(株)取締役社長	1,057,816株
【候補者とした理由】 同氏は1991年3月より当社代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有すると共に、リーダーシップを発揮し、当社グループを牽引してまいりました。引き続き取締役としての職務を適切に遂行し、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
2	きた たに ほれ み 北谷 晴美 1937年11月13日	1957年2月 当社入社 1982年4月 当社生産本部コネクタ製造部長 1984年6月 当社取締役 1987年4月 当社生産事業本部機構部品事業部長兼複合部品事業部長 1990年6月 当社常務取締役 1991年4月 当社生産事業本部長兼生産業務部長 1992年6月 当社専務取締役 1997年4月 全般担当（現任） 1997年6月 当社取締役副社長 1998年6月 当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） ・ホシデンエフ・ディ(株)取締役社長 ・ホシデン精工(株)取締役社長 ・ホシデン和歌山(株)取締役社長 ・ホシデン九州(株)取締役社長	123,657株
【候補者とした理由】 同氏は当社入社以来、製造・営業部門他に長く携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、1998年6月より当社代表取締役副社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有すると共に、リーダーシップを発揮し、当社グループを牽引してまいりました。引き続き取締役としての職務を適切に遂行し、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	どうちしげみ 堂地龍 1962年2月12日	1986年4月 当社入社 1998年4月 ホシデンシンガポール(私) マネージャー(出向) 2015年4月 当社東京営業統括部車載営業部長 2017年4月 当社執行役員車載営業統括部長 2018年4月 当社上席執行役員国内営業本部長 2021年6月 当社取締役国内営業本部長(現任)	10,424株
<b>【候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来、主に営業部門に長く携わり、当社の国内営業部門において豊富な経験と実績を有しているほか、シンガポールでの駐在経験も有しております。また、2021年6月に取締役に選任されてからは経営の一端を担うと共に国内営業部門を引き続き牽引しており、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
4	みずたかねまさ 水田兼正 1964年2月11日	1991年1月 当社入社 2001年4月 ホシデンヨーロッパ(有)マネージャー(出向) 2012年4月 香港星電(有)G.M. (出向) 2013年4月 香港星電(有)M.D (出向) 兼豪熙電子(上海)(有)総経理 兼日星電貿易(深圳)(有)董事長 2016年4月 当社欧米営業部長 2017年4月 当社欧米営業統括部長 2018年4月 当社執行役員海外営業本部長 2021年6月 当社取締役海外営業本部長(現任)	6,424株
<b>【候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来、海外営業部門に長く携わり、ヨーロッパや中国・香港での豊富な駐在経験と実績を有しております。また、2021年6月に取締役に選任されてからは経営の一端を担うと共に海外営業部門を引き続き牽引しており、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
5	ほりえひろし 堀江廣志 1949年7月10日	1972年4月 大阪国税局入庁 2004年7月 泉佐野税務署長 2007年7月 大阪国税局調査第二部次長 2008年7月 堺税務署長 2009年9月 税理士事務所開業(現任) 2017年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ・堀江廣志税理士事務所所長	4,206株
<b>【候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 同氏は税理士としての専門的識見及び税務署長等を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していると判断しております。また、2017年6月に社外取締役に選任されてからは社外取締役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただきたいため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	まるのすすむ 丸野進 1955年7月10日	1978年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2003年9月 同社先端技術研究所知能情報技術研究所 所長 2006年4月 同志社大学理工学部嘱託講師 2009年4月 同社理事、先端技術研究所技監 2012年4月 同社理事、先端技術研究所技監、デバイ ス・ソリューションセンター技監 2015年4月 同社退職 2015年5月 公益財団法人関西文化学術研究都市推進 機構総括アドバイザー 2015年6月 当社監査役 2016年4月 同公益財団法人RDMM支援センター長 2020年6月 当社取締役 (現任) 2020年7月 同公益財団法人統括ディレクター 学校法人追手門学院戦略企画担当 2021年3月 同公益財団法人退職 2021年4月 追手門学院大学心理学部教授 (現任) 2022年4月 同大学産学官連携オフィス長 (現任) (重要な兼職の状況) ・追手門学院大学心理学部教授 ・同大学産学官連携オフィス長	4,506株

**【候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

同氏は長年にわたる会社勤務で培った専門知識を有し、これをもとにした社会活動や教育活動の実績を有しているものと判断しております。また、2015年6月に社外監査役に選任されてから退任するまでの間は社外監査役として、さらに、2020年6月に社外取締役役に選任されてからは社外取締役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただきたいため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 堀江廣志氏及び丸野進氏は、いずれも社外取締役候補者であります。両氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。
  - (2) 堀江廣志氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (3) 堀江廣志氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって6年になります。
  - (4) 丸野進氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (5) 丸野進氏は当社の取引先の一つであるパナソニック株式会社の業務執行者(従業員)でありましたが、その取引額は連結売上高の1%未満と僅少であり、同社が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
  - (6) 丸野進氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって3年になります。なお、同氏は2015年6月26日開催の第65期定時株主総会において社外監査役に選任されて以降2020年6月26日開催の第70期定時株主総会の終結をもって辞任するまでの5年間は当社社外監査役として在任しておりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (7) 当社は、現在、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、堀江廣志氏及び丸野進氏と同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
- (8) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役丸山征克氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
まる やま まさ かつ 丸山征克 1959年5月10日	1984年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2006年4月 同社戦略半導体開発センター開発企画グループ 特命担当 2017年5月 (株)アズワン (出向) レンタル事業立ち上げ担当 2019年5月 パナソニック(株)退職 2019年10月 (株)AIRI入社 (現任) 2020年6月 当社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) ・(株)AIRIコンサルティング事業部アナリスト	2,346株
<b>【候補者とした理由】</b> 同氏は長年にわたる会社勤務により、技術者としてだけでなく、戦略及びマネジメント分野でも豊富な経験を有しているものと判断しております。また、2020年6月に社外監査役に選任されてからは、社外監査役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外監査役として客観的立場で取締役の職務遂行を監視していただけるものと判断し、選任をお願いするものです。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 丸山征克氏は、社外監査役候補者であります。同氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は独立役員として指定する予定です。
- (2) 丸山征克氏は当社の取引先の一つであるパナソニック株式会社の業務執行者(従業員)でありましたが、その取引額は連結売上高の1%未満と僅少であり、同社が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
- (3) 丸山征克氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (4) 丸山征克氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって3年になります。
- (5) 当社は、現在、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、丸山征克氏と会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
- (6) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

2022年6月29日開催の第72期定時株主総会において補欠監査役に選任された西村一紀、森 正士の両氏の選任の効力は本総会が開催されるまでの間とされており、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役本保信二氏の補欠監査役として西村一紀氏並びに社外監査役種村隆行氏及び第3号議案が承認可決されることを条件とする社外監査役丸山征克氏の補欠社外監査役として森 正士氏の選任をお願いするものです。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	にしむら かつのり 西村一紀 1958年11月3日	1981年4月 当社入社 2017年4月 当社総務部長（現任）	4,200株
	【候補者とした理由】 同氏は入社以来、主に管理部門に携わっておりました。その長きにわたって培った経験を活かし、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。		
2	もり まさ し 森 正士 1956年3月4日	1974年4月 大阪国税局入庁 2008年7月 新宮税務署長 2011年7月 伊丹税務署長 2014年7月 城東税務署長 2016年8月 税理士事務所開業（現任） （重要な兼職の状況） ・森正士税理士事務所所長	0株
	【候補者とした理由】 同氏は税理士としての専門的識見及び税務署長等を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していると判断しております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、社外監査役として客観的立場で取締役の職務遂行を監視していただけるものと判断し、選任をお願いするものです。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 森 正士氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
- (2) 森 正士氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 森 正士氏の補欠監査役選任が承認可決され、法令に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任することになる場合は、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
- (4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。法令に定める監査役の員数を欠き、補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額50百万円を支給することといたしたいと存じます。

当社は取締役賞与については業績指標を基礎として算定する業績連動報酬等ではありませんが、当期の業績と過去の支払い実績、同業他社の状況を総合的に判断した上、株主総会で総額を決議することを2022年6月29日開催の取締役会で方針として決議しております。本議案は当該方針に沿ったものであり、相当であると判断しております。

以 上

## 【ご参考】 第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリクス

ホシデングループの中長期的な経営戦略を達成するために、特に期待する分野を①企業経営・経営戦略、②技術・研究開発、③営業・マーケティング、④製造、⑤国際性、⑥財務・会計、⑦法務・リスク管理と定義しています。個々の取締役のスキルについても適切に配置しており、その一覧は下記のとおりです。

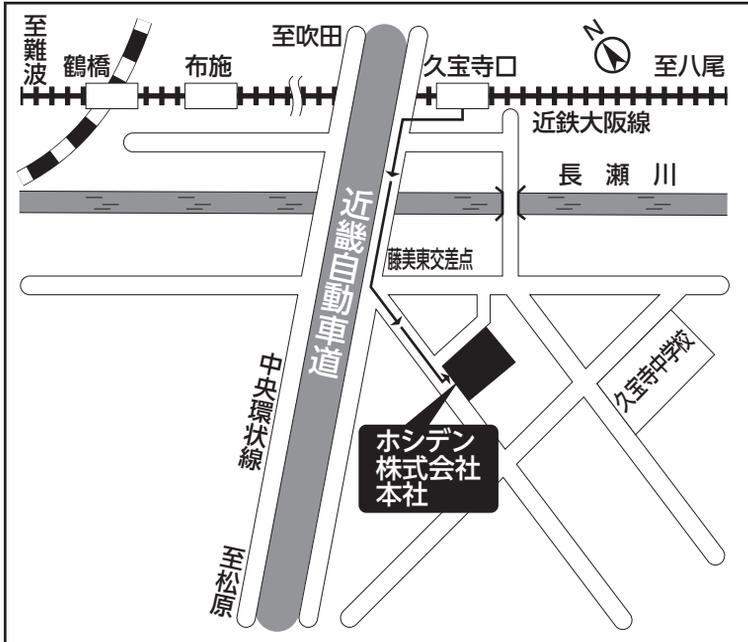
氏名	分野						
	企業経営・ 経営戦略	技術・ 研究開発	営業・ マーケ ーティング	製造	国際性	財務・会計	法務・ リスク管理
取締役	古橋 健士	●	●	●	●	●	
	北谷 晴美	●	●	●	●	●	
	堂地 龍			●		●	
	水田 兼正			●		●	
	堀江 廣志 社外/独立	●				●	●
	丸野 進 社外/独立		●			●	●
監査役	本保 信二				●	●	●
	種村 隆行 社外/独立				●	●	●
	丸山 征克 社外/独立		●			●	●

(注) なお、上記の一覧表は、各自が有するすべての経験またはスキルを表すものではなく、当社の中長期的な経営戦略を達成するために各取締役・監査役に特に期待し、重視するものについて記載しております。

MEMO

MEMO

## 株主総会会場ご案内略図



### 交通

近鉄大阪線「久宝寺口駅」から徒歩約7分

駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は予定しておりません。

あらかじめご理解のほどよろしくお願い申し上げます。